公益財団法人日本陸上競技連盟
栄章規程

第１章　目的及び対象

（目的）

第１条　　本連盟は陸上競技界に功労、功績及び勲功があったものに栄章を贈り、その名誉を表彰する。

（対象）

第２条　　本連盟が授与する栄章の種類、対象及び個数をつぎの通り定める。

（１）秩父宮章

過去に同章の受章がない者で、次のいずれかに該当する日本陸上界に功労があった者、毎年３５名以内に授与する。

①本連盟定款第３条に定める目的達成のために貢献した者で、特にその功績が顕著と認められた者。

②永年にわたり、陸上の普及・発展に貢献した者。

（２）高校優秀コーチ章

過去に同章の受章がない者で、別表１の推薦基準を満たし、高校生年代（１５歳～１８歳）の競技者のコーチとして、特に功労があった者（ただし、現場で直接指導している者)、毎年各加盟団体１名以内に授与する。

（３）中学優秀コーチ章

過去に同章の受章がない者で、別表１の推薦基準を満たし、中学生年代（１２歳～１５歳）の競技者のコーチとして特に功労があった者（ただし、現場で直接指導している者)、毎年各加盟団体１名以内に授与する。

（４）諸記録章

日本人で世界記録、Ｕ２０世界記録、アジア記録、Ｕ２０アジア記録、日本記録、Ｕ２０日本記録及びＵ１８日本記録を樹立した者に授与する。(個数は限定しない)

（５）アスレティックス・アワード

①アスリート・オブ・ザ・イヤー

当年においてその活躍が最も顕著であった競技者、１名もしくは１チーム以内に授与する。

②優秀選手賞

当年において優秀な成績を収めた競技者、若干名に授与する。

③新人賞

当年の活躍が顕著であり、将来が期待される競技者４名以内（東京運動記者クラブ選出の競技者男女各１名以内と本連盟選出の競技者男女各１名以内）に授与する。

④特別賞

陸上界の発展や機運醸成、又は陸上を通じた社会課題の解決に貢献したと認められたもの、若干名に授与する。

（６）感謝状贈呈

本連盟に多大な協力・貢献をしたものに授与する。（個数は限定しない）

２　高校優秀コーチ章及び中学優秀コーチ章の対象は本連盟登録者とする。

３　高校優秀コーチ章及び中学優秀コーチ章の対象は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく公認陸上競技コーチ３、公認陸上競技コーチ４（以上、ＪＡＡＦ公認コーチ)、または公認陸上競技コーチ１、公認陸上競技コーチ２（以上、ＪＡＡＦ公認ジュニアコーチ）の資格を有する者とする。

第２章　栄章審査委員

（設置）

第３条　本連盟に栄章審査委員２１名以内を置く。

２　栄章審査委員会は、栄章審査委員のうちから栄章審査委員長１名を選任する。

３　アスレティックス・アワードの受章者の選考においては、第１項の栄章審査委員に加えて、外部有識者の栄章審査委員を置く。

（選任）

第４条　栄章審査委員は、理事会の決議によって選任する。

（任期）

第５条　栄章審査委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

（解任等）

第６条　栄章審査委員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、これを解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

（解職）

第７条　栄章審査委員長は、栄章審査委員会において、決議について特別の利害関係を有する栄章審査委員を除く栄章審査委員現在数の３分の２以上の決議により、その職を解くことができる。

第３章　栄章審査委員会

（構成）

第８条　　栄章審査委員会は、すべての栄章審査委員をもって構成する。

（権限）

第９条　　栄章審査委員会は、栄章候補者の審査を行い、その候補者を理事会に推薦する。

（開催）

第１０条　栄章審査委員会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１１条　栄章審査委員会は栄章審査委員長が招集する。

２　栄章審査委員長が欠けたときまたは栄章審査委員長に事故があるときは、代表理事が栄章審査委員会を招集する事ができる。

（議長）

第１２条　栄章審査委員会の議長は、栄章審査委員長とする。

２　栄章審査委員長が欠けたときまたは栄章審査委員長に事故があるときは、当該栄章審査委員会に出席した栄章審査委員の互選により定める。

（決議）

第１３条　栄章審査委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する栄章審査委員を除く栄章審査委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

２　前項前段の場合において、議長は栄章審査委員として決議に加わることはできない。

（決議の省略）

第１４条　栄章審査委員が栄章審査委員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について特別の利害関係を有する栄章審査委員を除く栄章審査委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の栄章審査委員会の決議があったものとみなす。ただし、理事会が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）

第１５条　栄章審査委員が栄章審査委員の全員に対し、栄章審査委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を栄章審査委員会に報告することを要しない。

第４章　栄章授与者の決定等

（選考方法）

第１６条　秩父宮章は、地域陸協、協力団体及び本連盟が、別表２に定める配分基準の範囲内の候補者を選び、候補者の詳細な陸上競技に対する経歴書を添えて本連盟会長に推薦する。
推薦された候補者は、栄章審査委員会の審議を経て、理事会において栄章授与者を決定する。

２　高校優秀コーチ章及び中学優秀コーチ章は、加盟団体が候補者の詳細な陸上競技に対する経歴書を添えて本連盟会長に推薦する。推薦された候補者は、栄章審査委員会の審議を経て、理事会において栄章授与者を決定する。

３　諸記録章及び感謝状贈呈は、第２条の該当者があったとき、栄章審査委員長が速やかに本連盟会長と協議し、該当者に授与することが出来る。ただしこの場合、事後、栄章審査委員会の全委員及び理事に報告しなければならない。

４　アスレティックス・アワードは、栄章審査委員会の審議を経て、本連盟会長が決定する。

（表彰の時期及び授与）

第１７条　秩父宮章の表彰は、翌年度の国民スポーツ大会において行う。

２　高校優秀コーチ章及び中学優秀コーチ章は、翌年度に本連盟で徽章を作製し、加盟団体で表彰する。

３　諸記録章は、本連盟で作製した章記を翌年に本人へ郵送する。

４　アスレティックス・アワードの各章の表彰は、アスレティックス・アワードにおいて行う。

５　感謝状贈呈は、該当者のあったときに行う。

（資格の停止）

第１８条　栄章受章者でふさわしくない行為があった者に対しては、理事会で協議し、栄章を剥奪することができる。

（附則１）

この規程は、公益法人の設立登記の日から施行する。

（附則２）

２０１６年１１月２日　第２条の一部改定
２０１７年９月２８日　第２条の一部改定
２０１７年１２月１９日　第２条の一部及び第１７条の一部改定
２０１８年１２月１７日　第２条の一部及び第１７条の一部改定
２０１９年３月１４日　第２条の一部改定
２０２０年４月１日　第１７条第３項一部改定
２０２２年４月１日　栄章授与者推薦基準の３．高校優秀指導者章の授与期日、４．中学優秀指導者章の授与期日、５．高校優秀選手章の授与期日、６．中学優秀選手章の授

	与期日及び11．アスレティックス・アワード（３）新人賞の授与区分の一部改定
２０２２年１２月８日	第２条の一部、第１７条の一部、栄章授与者推薦基準の１．功労章の（３）推薦基準、２、秩父宮章の（３）推薦基準の一部、５、高校優秀選手章の章名、６、中学優秀選手章の章名の改定 ただし、第２条第２項の施行日は２０２３年４月１日、第２条第３項の施行日は２０２５年４月１日とする。
２０２５年1月１５日	第１条乃至第３条、第６条及び第７条一部改正、第１３条削除、第１４条及び第１７条一部改正及び第１４条乃至第１７条条数繰上、第１７条新設、栄章授与者推薦基準削除、別表１及び２新設。本規程は、２０２５年４月１日から施行する。

別表１　高校優秀コーチ章・中学優秀コーチ章推薦基準

■　陸上というスポーツ及び競技者の未来への責任を自覚するとともに、陸上の本質的な価値や楽しさを伝えることにより、アスレティックファミリーの拡充に貢献している者。
■　コーチング理論やスポーツ医・科学の知見を活かし、幼少年期からのスポーツライフステージや競技レベルに応じた適切で質の高い指導（コーチング）を実践している者。
■　競技者の人間的な成長と競技力の向上を多面的に支援するために、アントラージュ間の連携を深めながら、常に学び続けている者。
■　暴力やハラスメントなどあらゆる反倫理的行為を排除し、豊かなスポーツ文化の創造や社会的価値の向上に貢献している者。

別表２　秩父宮章授与数配分基準

区　分	対　　象	授与数
北海道	北海道	1
東　北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	3
関　東	栃木、茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨	5
東　京	東京	1
北　陸	新潟、富山、石川、福井	2
東　海	長野、静岡、愛知、岐阜、三重	4
近　畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	4
中　国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	3
四　国	徳島、香川、愛媛、高知	2
九　州	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄	4
協力団体本連盟	実業団、学連、高体連、中体連、マスターズ、本連盟	6
合　　計		３５